直練の構造

小 倉 芳 彦

序言

闘争が強調され、 いささか旧聞に属するが、いわゆる<四人帮>時代の中国の刊行物には、毛沢東の語録と並んで尊法反儒の路線 春秋時代末の孔子は奴隷制復辟を夢見た悪党として、『水滸伝』の首領宋江は投降主義者として、

くりかえし糾弾されていたことは、いまだに記憶に生々しい。

はけしからぬという声が一斉にあがった。 来首相や党中央を暗に攻撃していたことが指摘され、そのような「古為今用」ならぬ「古為帮用」の「影射史学」 さて八四人帮>が追放されて、彼らが言論界を牛耳っていた実情が暴露されると、実は彼らは歴史を借りて周恩

判の風潮にも不満を感じた私は、 <四人帮>時代の孔子や儒家批判のやりかたに不審を覚えたと同時に、彼らが追放されて以後の「影射史学」批 当時まとめた拙著の 「序説」で次のように述べた。

歴史上の人物や事件に暗にことよせて(原文は「影射比附」)現代を批判することなら、ある意味では歴史の本

来の機能であって、とりたてて非難されるにも当らない。ただし特定人物を中傷する(原文は 人格的に品がわるくはなるが、それでも罪悪としてまで告発されることはあるまい。 「誣蔑」) となる

して「影射」した対象が敬愛する周総理だったためではないか。そうだとすると、 にする次元をとびこえて、 にもかかわらず<四人帮>批判者が、その「影射史学」そのものを忌憚なく攻撃するのは、<四人帮>が「借古」 政治上の闘争をナマに持ち込んだことになりはしないか。<四人帮>追放とともに一斉 批判者は「影射」の史学を問題

て、それを権力(の一部でも)を握った者が、民に対して諷することは許しがたい、という思いをこめての発言で らである。ただしその諷刺の手法は、それ以外に権力に抗する道がない者にのみ許された已むを得ざる手段であっ(2) と書いた意味は、 17 操作されていたことは、 あった。その意味で〈四人帮〉時代に各誌紙を埋めた「借古諷今」の言説が、 でなければ知らされなかったことは、私をいっそう重苦しい気持にひきずりこんだのである。 .湧き起った「借古諷今」批判の潮流に対して、私は不満と危懼を抱かざるを得なかった。 歴史上の人物や事件に暗にことよせて現代を批判することなら、 超越的な権力の前では、民がそれへの批判を述べるには諷刺の手段しかないと私が考えていたか まことに苦々しき事態であった。しかもその実情が、 ある意味では歴史の本来の機能であって…」 権力の座から彼らが追放されて以後 言論機関を握る一群の人間によって

うものは当人も気づかぬうちに思わぬ形で形成されるものであり、不用意にそれに触れた者に対しては、 らさまに、時に隠微に報復を加えるものである、という警戒心を捨てることはできない。 直言を許容し直筆を歓迎する今の時代においては、 など全くないようなフリをする権力である。 借古諷今」を、 「ある意味では」という限定をつけながらも「歴史の本来の機能」であるとする私の考えは、 諷刺などは無用だからと、直言を積極的に奨励することさえある。 あるいは旧弊とされるかもしれない。 最も恐ろしいのは しかし私には、 時にあか 権力とい 「逆鱗」

るものは手に入るはずがない。 (4) をほしがるようなもので、川は

川は流れて来るはずがない。欲することを賤しんで悪むことを貴んでいては、

かし、 そうした一見柔軟な姿勢を示す権力でも、 権力の存立そのものへの批判を含む発言に対して、どこまで寛容

の面貌を維持できるものか。

である。 直言を奨励するのは権力の狡智である。それを見抜けずに直筆するのは、 「知の使い方」を知らぬ愚直の行為

とかつて私は書いた。(3) いうのが本稿の目的である。 直言・直筆をめぐる権力者と知識人間の応酬ぶりを、 古代中国という場で追跡してみようと

直言をめぐって

『呂氏春秋』貴直論の立場

a

先ず直言歓迎の政治的プロパガンダの方からとりあげよう。

(後年の始皇帝) 即位当初の宰相呂不韋が、

学士を集めて編纂させた十二紀・八覧・六論

『呂氏春秋』は秦王政

そのうち貴直・直諫・壅塞の諸篇に直言に関する議論が集められている。 より成る書物で、その六論中の貴直論は、貴直・直諫・知化・過理・壅塞・原乱の六篇、計約三千字から成るが、

けがつくのに、人主は困ったことに枉ったことを聞きたがり、直言を悪む。これは源をせきとめながら川の水 賢主が最も貴ぶのは士である。士を貴ぶのは直言のためである。直なる言を基準にすると枉ったものが見分

— 91 –

主に対して、能意・狐援・行人燭過の三人がそれぞれ直言を展開した話が列挙される。 敢てする士を尊重せよと説くものである。そして、その総論を裏づけるものとして、斉宣王・斉将王・趙簡子の三 この貴直論の冒頭の序論は、士に対して直言を奨励するというよりも、人主に向かって、耳にしたくない直言を

斉宣王が謁見した能意に対して、 「汝は直を好むか」とたずねると、能意が答えた。 「好直の士は乱国に暮らさず汚君に見えず」と申します。

とんでもありません。私の聞くところでは、

のように斉に暮らして君に見える者が、どうして直でありえましょう。

私

この答えに宣王は「野士なり」と怒り、能意を殺そうとしたが、「このような好直の野士をこそ登用すべきだ」

という能意の説を聞いて思い止まった。

こういう主に阿ることのない士こそ、賢主が求め不肖主が悪む貴重な存在なのだと『呂氏春秋』(5) 編者は評価するの

次の狐援の話はこうである。

狐偃が言った。

である。

たり哭した。これを怒った浮王が吏に命じ、斉の東閭の市に斧質を備えさせ、斬罪に処するぞと威嚇すると、 斉湣王の乱政を諫めて受け入れられなかった狐援は、王宮を出て、今や斉は亡国に近づいていると三日にわ

狐援も直言によって斬られて、後世に名を残すことになりましょう。 諫めて殺された者に、殷の紂王のときの比干、呉王夫差のときの伍子胥がいたが、 いま斉の湣王のときの

この狐援は 『呂氏春秋』編者はこの狐援の言を、 『戦国策』斉策六では、 斉の負郭の民孤狐咺と記され、 「平論とは言えぬが、 斬られた場所は東閭の市では それによって社稷・民人の敗亡を救おうとした なく檀衢となって

貴直篇に続く直諫篇・壅塞篇も、

し警告しているが、その前提にあるのは、極言にせよ直言にせよ、それらはいわば自発的、

「極言」や「直言」を人主が聞くか否かが国の興亡にかかわることをくりかえ

継続的に人主の前に提

ものだ」と評価しているが、結果として湣王は態度を改めず、ために觸子の離亡や達子の敗死を招くに至った。こ(?) . は直言が効を奏さなかった例である。

第三は行人燭過の直言がその主趙簡子を悔悟させた話である。

趙簡子は衛の郭にまでとりつき、犀革でつくった楯のかげで撃鼓するが、兵はさっぱり進攻しない。

を投げ捨てて兵のだらしなさを慨歎する趙簡子に対して、行人の燭過が冑を脱ぎ戈を横たえて言った。

わが君が無能なためです。兵士がだらしないのではありません。

くこの兵の力によったのだ」と説くと、 無能と言われた趙簡子は色をなして説明を求める。燭過が「晋の先君献公・文公が国をひろめたのも、 簡子はさっそく楯を取り除いて、自ら矢石の飛来する場所に立ち、一

鼓してたちまち衞城を陥れてしまった。

貴直論の編者は、 とくに賞罰に変更を加えることなく、燭過が一言にして兵を奮起させたことを、 すぐれた諫言と

なるべく寛容に耳を傾け、数多くの直言の中から役に立ちそうなものを拾い上げよ、という教訓である。 に対しては、 直言の士を尊重すべきこと、直言を容れないと斉湣王のように乱政の道へ転落することを警告するのであろう。 の底流にあるのは、 直言が認められた能意・燭過の二人と、認められなかった狐援の三例を並べて、『呂氏春秋』の編者は、 人主のそういう態度を期待して大いに直言にはげむことが奨励されているわけである。 いかに激越な表現をとった直言でも、人主の存立そのものを否定するものでない以上、 士たる者 人主は 人主が

— 93

供されるはずものであり、人主はそれを適宜選択すればよいとする認識である。 直諫篇の序論に言う。

はない。賢者ならざる人は利を求めるわけで、利を求める以上わざわざ危険を犯すはずはないからだ。不肖の 主には賢者が近づかず、賢者がいなければ極言は聞くことができない。極言が聞けないと、姦人が寄り集まり 極言は相手を怒らせ、怒らせると説く者の身は危うくなる。賢者でもなければそのような危険を犯すもので

百邪がならび起る。こうなると国は存続不可能になる。(9)

それに続けて、鮑叔の極言を宴席で怒ることなく受け入れた斉桓公と、幼時の傅の葆申の笞を忍んで受けた荊文王(3) のも葆申の極言の成果である、 の逸事とを挙げて、桓公が覇者となれたのは極言を聞くだけの度量があったからであり、文王が領域を拡大できた と結ぶ。こういう例があるから、 士よ、たとえ人主を怒らせて身が危うくなること

壅塞篇の序論もまた言う。

があろうとも大いに極言せよ、というわけである。

なければ壅がる。 亡国の主には直言が不可能である。直言が不可能だと過失が人主にまで聞えず、 善行も届かなくなる。 届か

自らを堯・舜以上だと自惚れていた斉宣王の例を示して、そのように周囲からおだてられているようでは、 そして左右の直言を受けつけず、隣国の侵冦に備えなかったために危亡に瀕した戎主と宋王の例を挙げる。 いか さらに 17

人主に阿らぬ「直士」の言でも衆寡敵せず受け入れられぬだろうと言う。

の立場がよほど人主寄りに偏していて、しかも直言によって功名に逸る士が跡を絶たないことが見越されているか とれだけ直言が困難である例を挙げながら、なおかつ士の直言・極言が求められているのは、 『呂氏春秋』編者

あげれば賢主としての名が揚がるのだから。それを怒りに任せて用いなければ国を危亡に陥らせる場合のあること 触する機会がふえるわけであり、直言を聞かないよりも安全弁として役に立つ。その中から採択可能な意見をとり らであろう。たとえ過激すぎると思われる直言でも、その数が多ければ、それだけ人主にとって異なった意見に接

勧奨される士は、採否の運命を人主の手に玩ばれているのだから。 言われるとしたら、これは士にとっては、 かは、すべて人主の意向に委ねざるを得ない。にもかかわらず、士たる者は直言せよ、 に機嫌を損ねたからといってすぐに殺される心配はないが、それにしても、直言の内容が理解され採択されるか否 た種類の警告も承知しており、「諫争輔拂之臣」(同、臣道篇)の必要性も認識している。従って、直言で一時的 る知恵を身につけている。「諫を拒み非を飾り、愚にして上同すれば、国 必ず 禍あらん」(『荀子』成相篇)といっ 人主としてはそれで結構だろうが、直言をする士の側から言えば、これはまことに不安定な状況と言わねばなら いろいろな例を通じて人主に訓戒しようとしたのがこれら貴直論の諸篇であると言ってよい。(3) むろん後に述べるように、当節の人主は暴言に近い発言に対しても、 かなり居心地のわるい要求を突きつけられていることになろう。 一時の怒りを抑えてその説明に耳を傾け 直言せぬ者は士ではないと

b 『韓非子』説難篇

のが その玩ばれる側の立場に立って、自分の真意を人主に聞かせることの困難さについて、委細にわたって論述した 『韓非子』中の説難の一篇である。(4)

を見つけて行くことにある、というところからこの説難篇は説き起す。 説者にとって難しいのは、 当方の知や辯の能力如何ではなくて、説く相手の心を読み取ってそれに応じた説き方

- 相手が評判を気にする人の場合、実利本位で説明すれば、軽蔑されて遠ざけられる。
- では相手が、 手が実利本位の人の場合、 本心は実利で外側は評判を気にする人の場合はどうなるか。 評判を問題にして説明すると、 事情に疎いと思われてとりあげられない。
- ・評判を説くと、表向きは採用されるが実質的には疎んじられる。
- ・実利を説くと、裏でその説を採用しながら身柄は退けられる。
- れる。 ける相手には、 た表面的な賢・不肖はあてにせず、説こうとする相手のタテマエとホンネを嗅ぎ分け見極わめることに中心がおか 韓非においては、 タテマエ好きな相手にはタテマエを、 それに応じた表裏をそなえた説き方をせよ、というわけである。相手の出方を気にせずとにかく直 直言を聴き入れる賢主とか、聴き入れない不肖の主といった単純な区別は存在しない。そうし ホンネ中心の相手にはホンネを説くこと。 タテマエとホンネを使い分

う場合があるからだと韓非は言う。そうしたいくつかの場合を彼は次のように列挙する。(ほ) なぜこうした屈折したテクニックを使うかと言えば、 相手かまわず率直な説き方をすると、 実際に身の危険を伴

言せよ、というような単純率直さとは程遠い。

- ⑵相手は他の口実でやっているのに、当方がその実際の動機・目的まで知っている場合。 ⑴相手がまだ内密にしているはずのことに、当方がうっかり言及した場合。
- (3)他の事からの当て推量で相手の秘事に触れただけなのに、 それが外部に洩れた場合には当方が洩らしたのでは
- 田手の信任がまだ厚くないうちから知謀を尽くしすぎると、成功した場合でも徳とされず、 かと疑われる。 失敗すれば嫌疑を
- かけられる。

⑤貴人の過失に対して、当方が礼や義をかかげてその非を鳴らした場合。

(6)貴人が他人の計でしたことを自分の功にしようとした、その裏面を当方が知っている場合。

説きつける相手の心理の襞にまで分け入ったこれらの考察は、この著者がいかに人主や貴人の気まぐれ (7)相手の不可能なことを無理強いしたり、相手がどうしてもやりたいことを止めさせたりした場合。

- らぬと韓非は言う。 被害を受けたかを示している。従って話題の択び方についても、猜疑心の深い相手の反応を心得ておかねばな 大臣のことを話題にすると、君臣間を離間しようとしているのではないかと相手に思われ、末端の官吏のこと(タ)
- 相手の愛する人間を話題にすると、手蔓に利用しようとしているのではないかと疑われ、 ると、相手は人物を試されているのではないかと当方を疑う。 憎む人間を話題に

を話題にすると、自分の権力を分け取られたと相手に思われる。

説明を簡略化して主旨だけ述べると、怯懦で物も言えぬ男だと言われ、あれこれ忌憚なく辯舌をふるうと、 弁論の表現を簡潔にすると物を知らぬやつだと軽蔑され、該博詳細に論じるとおしゃべりだと遠ざけられる。

しそういうことがあるとすれば、それは説者の発言と人主の思惑とが、よほど複雑な屈折を経た末に偶然一致した とれだけ猜疑心が入り乱れて来ると、直言がそのまま真直に人主に受け入れられることは、先ずありえない。

場合しかありえないであろう。韓非の深刻な経験からすれば、それが当然予想される見通しとなる。 ところが彼の説難論は、説者の論が人主に受け入れられることの絶望的困難さを説きつつも、 なおかつその困難

がどうすれば克服できるか、どうすれば人主と説者が最終的に直結できるかに説き及んで行く。そこで彼が力説し

ば徹底して相手にゴマをすれ、という奨めであった。 たのが、 とにかく当座は相手の自尊心を煽り立てて、その疚しさには触れず、やんわりくるんでやる、言いかえれ(9)

(1)相手が私的な動機でやりたがっていることがあれば、 それに公的な意義づけをしてやって、「ぜひやりなさい」

(2)気がとがめながらもやりたいことが相手にある場合には、 「それは結構だ、 それをしないのは残念だ」と奨め

③そうすべきだと思いながら実際にはできないことが相手にある場合には、 「それはまちがっている、やらぬ方

がよい」と奨める。

る

4個智能を誇りとしている相手には、 知らぬふりをして、 相手の智能の成果だと思わせる。 同類の他の事例を参考に挙げるに止める。 たとえ相手が当方の説を用いて

5誰かをほめる場合には、 る場合には、 非難すべき根拠を明らかにすると同時に、それが私患にも合することをほのめかす。(8) まともな理屈でほめると同時に、それが私利にも合するとほのめかす。 誰かを攻撃す

(6) いらないとごまかす。 (21) 類の欠点が他人にある場合には、そう気にかけることはないとごまかし、◎同類の失敗の場合にもそう心配は 〔相手を直接論評せずに〕 ④同じ行為をした他人の例をあげ、 B同じ経過をたどった他事を例にあげる。 © 同

(7)・相手が自分の力を誇っている場合には、 難しいなどと言って恨みを買わぬこと。

自分の計画を鼻にかけている場合には、その失敗を追いつめないこと。 自分の決断を自慢している場合は、 その過ちを指摘したりして怒らせないこと。

いかに人主と言い争っても罪とされなくなるだろうと韓非は言うのである。 うして久しく逆らわずにいた末に相手の信任が厚くなったその暁には、 用いられるまでは、 こうしたゴマスリはいかにも卑屈な行為のようだが、かの伊尹や百里奚にしても、殷湯王や秦繆公に宰相として 料理人や逃亡奴隷として堪えていたことを思えば、これくらいの「汙」は忍ばねばならぬ。こ いかなる深計を立てても人主に疑われず、

する「乱国」であった。 力とは、すくなくとも母国の韓においては、そのように「公」的な存在であるべきであった。 べき「公」的な法と相容れない「私」的な存在として否定している。韓の庶公子であった韓非にあっては、 非伝は伝えるが、五砡篇は、仁義兼愛を重んじる学者や、私闘によって民間で人気を博する游俠を、 問も生じるであろう。秦王政は韓非が秦に入る以前に、すでに無署名の五蠹篇・孤憤篇を読んでいたと『史記』韓 では「公」と「私」を矛盾対立するものと説く『韓非子』五蠹篇の趣旨とどのような関係に立つのか、 説者が人主に自説を説きつけるためには「公」と「私」をねじ曲げることすら辞さないこの説難の一篇が、一方 孤憤篇で慨歎されるように「法術の士」の入りこむ余地のない、まさに彼の言う「五蠹」の跳梁 しかるに実際の韓の 君主の執行す いささか疑 君主権

の獄に囚われて服毒を迫られた彼が、秦での苦い体験をさらに加えて取急ぎしたためた個条書き風のメモとでも理 て、 解すべきであろうか。人主にも龍と同じに喉元に径一尺の逆鱗がある、という五蝨篇の趣旨は、 シニカルな曲説としか言えぬだろう。しかしこれも韓非の自著だとしたら、 いると言えよう。そしてこれは、人主の高みから士に向かって、とにかく直言にはげめと呼びかける『呂氏春秋』 五蠹・孤憤二篇の正論に対比すると、上に掲げた説難の一篇は、 「諫説談論の士は人主の愛憎をよく見極わめてから諫説を行なうべきである」という説難篇の論につながって 彼の理想とする「精潔の士」の行動とは程遠い 入秦後、 旧同門の李斯に警戒され雲陽 屈折に屈折を重ね

主-客の構造

а 『韓非子』の「市」関係論

ところで当節の人主が士の直言をそれほどまでに歓迎し、游説者の側も自説の開陳に躍起となったのは、 いかなる関心が彼ら双方をそのような衝動へと駆り立てたのか。 ረን った

何故か。

声を獲得する。 の関係であった。 端的に言えば、それを支えていたのは人主と賓客、ないしは君と臣との間に成り立つ「市」、すなわち売り買い 彼らそれぞれの立場に伴うプライドが、それを自認することを妨げたのである。 彼らを結びつけているこういう「市」の構造を、 士は人主に向かって「賢者」としての直言を売り、それを買うことによって人主は「尚賢」の名 しかし士も人主もなかなか直視しようとはしなか

った。

は あった。そして戦国・秦・漢の時代には、そういう立場に立たされた者がいたのである。 立ちきれぬ未練を未練として自覚するまでに徹した、醒めた心理分析があった。 「市」関係の外側には立ちきれなかったことを示している。 言っても、その主張を文字として残したこと自体が、構造に対して関心や未練を持っていたこと、つまり完全には との「市」関係が彼らを支える基本構造であることを認識するためには、少なくともこの構造の外側に立つ必要が 『荘子』の名のもとにそれぞれ集められた諸篇の作者の中にそうした人たちが出た。もちろん外側に立ったとは だが、とくに『荘子』の諸篇となると、そうした外側に 一つは『韓非子』、

まず『韓非子』の方からとりあげてみよう。韓非の自著とまでは言えぬが、その学説を応用して当時通行した諸

— 100 **—**

伝承に反駁を加えた「難」四篇の中に、次のような通説とそれへの反論がある。

を求める桓公のために、 よ」と遺言する。 度もたずねなかった男。其の子を愛さず、母を愛さず、さらにわが身すら愛さなかった男たちが、主君桓公 病気の重くなった管仲を斉桓公が見舞うと、 豎刁は女色を好む斉桓公のために、 わが子の肉を蒸して進めた男。公子開方は斉に仕えたまま、 管仲は 「豎刁を去り、 自ら宦官を志願して内を治めようとした男。 易牙を遠ざけ、 数日で行ける故国の母を 衞の公子開方を遠ざけ 易牙は美味

ために桓公は死後、 屍体から虫が生ずるまで葬られなかった。

を愛するはずがないから、

彼らを遠ざけよ、というのが管仲の主張であった。

しかし桓公はこの 遺訓を 守ら

これと同様の説話が『管子』小稱篇にもある。そこでは、去るべき者に堂巫を加えて四人としており、管仲の死

ところが『韓非子』難一では、この管仲の説を「有度者の言に非ず」として否定するのである。 四人に対する処置に失敗した経過がややくわしく記述されている。

は 其の身、其の子、其の母を愛さずに桓公に仕えた豎刁・易牙・公子開方こそは、 君のために一身や家族を犠

仕えながら、 牲にした忠臣の行為である。 ならぬはずだ。つまり豎刁らを姦臣として去るだけでは仕方がない。君の側近が然るべき「道」を握っている ことが必要であって、それなしに一豎刁を去っても、 殉死もせずに、その死後かえって桓公に仕え直したのだから、真先に桓公の前から姿を消さねば もしこの管仲の論法を認めれば管仲自身も、かつて桓公のライヴァルの公子糾に また別の豎刁が登場するだろう。

というにある。では、 を君たる者がしっかりと把握していることとされる。 その「道」とは何かと言えば、 慶賞 (爵禄) と刑罰の権 ----二柄篇にいうところの「二柄」

その反論の趣旨

る 3 3 慶賞と刑罰がきちんと行なわれれば、 功ある臣が登用されて姦邪は上に用いられなくなる。

そう述べたのに続けて「難」者は次のように君臣関係を定義づける。

とは異なり、 臣は死・力を尽くして君と市するし、 計数によって成り立っている。 君は爵・禄を垂れて臣と市する。 君が 「道」を握っていれば臣は死・力を尽くして姦は生ぜず、 君と臣の関係は、 父と子の親縁関係

「道」を失えば臣は主の明を塞いで私党を生ずる。管仲はこの原理を桓公に教えることができなかったのであ

を垂れて臣と市する」ものだとするこの主張は、自環を「厶」(=私) とし、「厶」に背くものを「公」とする五蠹 君臣の関係は父子の親縁関係とは別の原理によって成り立っており、 「臣は死力を尽くして君と市し、 君は爵禄

な指摘であった。 観察は、 篇の認識をさらに展開したものである。 当節の主と客、 君と臣との人間関係を成り立たせている本質を、 外儲説右下では「主は官爵を売り、臣は智力を売る」とも表現されるこの 儒家風の虚飾を剝ぎ取って呈示した痛烈

ある。 社会的栄營 ための人材を出身層に関係なく発掘し、 して且つ多面的な管理要員を多数必要とするようになって来たことについては、 家となり、 では何故人主は爵を与え禄を給して士の才能や奉仕を買うのか。言うまでもなく、それは自己の富強化のためで 戦国時代の強国が春秋時代までの氏族単位の都市国家から脱皮して、かなり広い領域を集中的に支配する国 領域内の生産を向上させるためにも、 (爵) を与えるのが最も賢明である。 人主の手許に確保しておくには、 また隣接する強国と軍事的・経済的に対抗するために 時には千里の馬の骨を五百金出して買うほどのゼスチュ 才能と功績に応じた経済的待遇 かつて素描したことがある。 アを示さ (禄) と

に ないと、真に求める賢士も掘り出すことができない。賢人を求めているという評判を流すためには、 身を以て子之への禅譲を実行するくらいの熱意も必要であった。

た。25 陥ることもあったが、 る。 る。 が春秋時代の固定的な身分社会から「王侯将相なんぞ種あらんや」と言われるような流動状況に突入したためであ 名と利を求める人物がその風潮に乗らぬはずはない。 出生身分の差は後景に退いて、本人の才能と努力次第で富者にもなれば宰相にもなれる時代となったのであ 方 士の方が死・力と引換えに爵・禄を人主から買おうとするのは何故か。 死んで名が後世に伝わるならば人主のために如何なる献身も惜しまぬのが 時には名を求めるあまり自分の肉体を犠牲にする破目に それは基本的には、 一般の風潮となっ 戦国期の社

めた人員を自分のもとに繋ぎ止めるために、その家族までも好遇するという工夫もこらした。 利を求める賓客が雲集し、人主は彼ら賓客の才能を見極わめて有効に配置し、自己の勢力拡大に役立てた。 の衝動を中核として成立した。戦国四公子の食客三千人をはじめとして、有力な王族や大臣の周囲には、 売る者と買う者の利益がここで釣り合ったのである。 戦国・秦・漢期の君臣、 主客関係は、 この「市」―売り買い 必ず名と

その動きは、 られて憤慨した趙の将軍廉頗に対して、一人の客が指摘している。 がつくと、あるいはそうした評判が立っただけでも、賓客の群はまた別の期待できそうな人主を求めて移動した。 だが所詮、名と利を媒介として成り立った集団である。死・力を尽くす相手がそれに値いしないという見極わめ もともと賓客と人主とのつながりは、 それまで賓客に囲まれて名君気取りでいた人主をしばしば慌てさせ、 それが本質だったのである。 権勢を失うとともに賓客にも立ち去 賓客の薄情さを怨む言葉を発せ

天下は市道によって交わっている。あなたに勢があればこそ従い、勢がなくなれば去るのは当然である。

怨

むのは当らない。

廉頗の幻想が消えて、

彼の面前に君臣、

主客関係を成り立たせていた「市」=売り買いの関係が、

はじめて露呈され

たのである。 が透視できたということになる。 国家を構成する君臣関係のあり方について真剣に摸索していた韓非には、 人には見えにくいその現実

b 『荘子』 の離脱論

は結縄を用い、其の食を甘しとし、其の服を美とし、其の俗を楽しみ、 ている。容成氏・大庭氏・伯皇氏から始まり祝融氏・伏戯氏・神農氏に至る十二代の「至徳の世」においては、民 音相闡ゆるも、民、老死に至るまで相往来せず」という至治の時代だった。ところが、 『荘子』胠篋篇には、 賢をたっとび知を求める治者の態度自体が、実は大乱の原因なのだとする意見が述べられ 其の居に安んじて、 「隣国相望み、 雞狗の

在宥篇においては、こうした混乱を歴史的に展望し、仁義によって治めようとした黄帝・堯・舜以来のこととし いる者が知を好むがために起った過ちである。上が知を好み道を忘れれば天下は大乱に陥るにきまっている。(※) った。こうして親を捨て仕事を放り出して、よその国に足跡をのばし千里の外にまで車を馳せる。 今や、民は頸を延ばし爪先立ちして「どこそこに賢君がいる」と言っては、弁当持参で駆けつけるようにな これは上に

非だとそしりあい、嘘だ誠だと咎めあうようになって、天下は衰えてしまった。(※) うな高士が出て、儒墨などの諸学派も現われた。かくて喜怒によって疑いあい、愚者と知者が欺きあい、善だ さらに夏・殷・周三代になると、天下は大いに騒がしくなった。夏桀や盗跖のような悪人、 曽参や史鰌のよ ている。そして

趣旨であった

その意味で、

よく言われることだが、ここに見られるような『荘子』外篇の意見は、

当節の君臣、

主客関係を根

とれ す」状況を惹き起した原因なのに、儒墨はその罪人たちの中で足を踏ん張りわめきたてている。 義」やらこそが、こうした状況を生み出したのであって、曽参や史鰌の賢行こそが、夏桀や盗跖の先駆者なのだ。 「聖を絶ち知を棄つれば天下大いに治まる」と『老子』(第十九章)に言われているのはこのことだ、 が今世の 「刑死した者がごろごろころがり、 足枷 ・首枷をした者がひしめきあい、 刑罰にあった者が 「聖知」やら「仁 と在宥篇の筆 列 をな

者は述べている。

が、 たっ 文侯は田子方の師の東郭順子の話を聞いて茫然自失し、 こうした論述のしかたは、たとえば内篇の斉物論篇流の「妄言」とはいささか異質で、理に走りすぎた感がある 次の田子方篇の魏文侯の描写などは、 聖知仁義を心がける君主の空しさをたくみに表現した文字と言えよう。 終日ものも言わず、ようやく侍臣を呼んで次のように語っ

た。今まで自分が学んで来たのは土偶にすぎなかった。魏の国君の地位もわが累いにすぎぬ。(30) 全徳の君子なる人には、とても自分は及びがたい。はじめ自分は聖知の言、 田子方の師の話を聞いて、 わが体はぐったりして動こうともせず、 口はふさがれてものも言えなくな 仁義の行を至れるものと考えて

れから脱れるためには「道」とともに「大莫の国」に遊ぶ以外にない、とするのであって、 立たせている構造自体を冷静に見据えた上で、それを「虚無」の「道」に融即させようとするのがここで言われた 山木篇では、市南宜僚は魯侯に対して、魯国という皮を去って「無人の野に遊ぶ」ことを奨めている。 人臣を道義で国君に縛りつけるだけでなく、 国君をもその地位に縛りつけて無限の 「憂い」を起させる。 いわば君臣関係を成り 君臣関係

-- 105 **-**-

が、実は「聖知」や「仁義」の名の「市」=売り買いの関係にほかならない事実である。そして当節の人主も士も、 いても、世の滔々たる勢いを如何ともしようがなかったが、そのことはべつに彼らの責任ではない。 させている現実である。これら『荘子』諸篇の筆者にはそのことが見えていた。むろん彼らにそのことが見えては そのことに気がつかずに「聖知」や「仁義」をいよいよ絶対価値として盲信し、それによって世相をますます混乱 元的に否定するものではない。 ここで指摘されているのは、 世間で道義的に絶対視されている君臣関係なるもの 「賢君」の幻

c 孟子の話術

想を引剝がしたところに、彼らの醒めた現実認識があった。

の献身を「市」関係とは別次元のもの、我こそは「士道」に生きるものという幻想がつきまとった。 人主が「賢君」の幻想にとらわれていた以上に、爵・禄と引換えに死・力を売っているはずの士の側にも、 ――士は己れを知る者の為に死し、女は己れを説ぶ者の為に 容 る。 自己

譲については、すでに触れたことがある。元来、物的な「得」を与えてくれただけの相手に対して、人格的な「徳」(ヨン) 義を感じるに止まらず、 という諺を引いて、「国士」として自分を遇してくれた知伯のために、一身を捨てて趙襄子への復仇をはかった豫 「士道」こそは利益本位に動く商人とは質的にちがうのだというエリート意識がさらに加

わって来るのである。実はとのような「士道」も、その中核には「市」の関係を内包しているはずであるのに。(ミン) 彼らは人主に謁見を求める際にも、 言論をもって人主に近づき、自説を売り込もうとする人物には、とくにそうしたエリート意識が濃厚であった。 (「客」) に対して過剰と思えるほどの謙譲のサーヴィスをした。 時に傲慢とも思えるほどの高圧的な態度をとったが、人主の側もこうした游説 富強化の有効な方策を求める人主にとっては、

の不羈奔放な言論も、 これと発達したのはそのためである。売り込んだ話が、実行に移されなくても、 ていたのである。 こうしたゼスチュアが必要だったわけだが、それがいっそう「客」の自尊心を膨れ上らせたのである。しかし彼ら 話を聞きたくない相手に強引に話を聞かせるための話術、 聞いてもらう人主あってこその発言であり、その意味では〈市〉の関係にまるごと包み込まれ つまり売り込みのテクニックが、 ただ話として聞かれたということ

で彼らのプライドが充たされる場合もあったのである。

限りを尽くす劇場となった。「名を争ふ者は朝に於てし、利を争ふ者は市に於てす」(『戦国策』 秦策一) と言わいを尽くす劇場となった。 「士道」の実践と信じて、 れるように、朝廷は市場と並んで名・利獲得の場と化したが、エリート意識に蔽われた士の多くは、自らの演技を 激性に乏しく人主に見向きもされないおそれがあった。人主の宮廷は、まさにそうした言葉の魔術師たちが演技の それだけに、 たとえ有益な献策であっても、それを開陳する奇矯な、 大マジメに振舞っていたのである。 または重厚な演出技術を伴わなけれ

にのぼせて、その矛盾にみちた王道講説者ぶりを、 このような戦国時代の「客」の生態について、 戦後まもなく渡辺卓氏は考察を発表し、とくに孟子の游説を俎上 かなり辛辣に分析した。その中で渡辺氏は、とくに斉宣王に対

宣王の現実的意欲や官能をそのまま肯定して王道へと鼓舞する話術。

その専制力をある程度拘束し、甚だしい場合には威嚇する話術

する孟子の話術を、

恣意の行状があったらしい上に無意識のうちに孟子の自尊感情をしばしば刺激し傷けた」場合には口の話術があら 有して」いると見なされた場合にはHの話術が、 の二つに分け、 宣王が「ある程度の勇気と勇武の気質をもち天下統一をめざすと共にそれに相応する程度の教養を その反面、 「臣下の任免・生殺与奪・政策の決定などに関 しては

刺

われたとしている。

である。言語表現はいかに忌憚なかろうとも、その前提にはとにかく人主に聞いてほしいという欲求がある。 宣王の両面的態度に応じて、孟子の話術の側もいわば従諛と直言の両面に変化したという渡辺氏の指摘は興味深 しかし、たとえ宜王を威嚇するほどの直言であっても、それは面前の人主の気を引くためのテクニックの一つ その

意味では彼の直言と従諛との差は紙一重であって、さらに言えば、 が包み込まれているのである。渡辺氏が指摘したように孟子が⇔と□の話術を両面的に変化させたのも、孟子の内 表面は直言と見えるものも、 その内実には従諛

に牽かれて行く牛を可哀そうだと思った宣王に対して、「是の心、 以て王たるに足る」 ともちあげた 従 諛の 話術 孟子の説得のテクニックの一つであると渡辺氏も認めているわけである。そうしたテクニックは、 卿」としての自分の決意を披瀝するための前提にすぎないとしている。つまり、宣王を威嚇するかの如き言辞も、卿」としての自分の決意を披瀝するための前提にすぎないとしている。 の国王改廃権ともいえるものを主張したのは、反覆して諫めても聴き入れられない時はその国を立ち去る「異姓之 面で直言と従諛とがこのような形で組み合わされていたからであろう。 |貴戚之卿||に関する有名な宣王との対話(『孟子』 万章下) につ いて、渡辺氏は、ここで孟子が 梁恵王上)と別ものではない。そしてとのテクニックは孟子一人のものではなく、当節の「客」の常套手段 「貴戚之卿」

たとえば同じ斉宣王を相手にした顔斶の話がある(『戦国策』斉策四)。

であった。

い。左右の者が斶をたしなめると、 宣王が顔斶に会い「斶よ、前に進まれよ」と言うと、 斶も 「王よ、 彼は言う。 前に進まれよ」と言う。 宣王は快くな

私が前に進めば権勢を慕ったとされるが、 王が進まれれば賢士を求めて趨り赴いたとされる。その方が王 暮らさず汚君に見えず」と能意が直言した相手も、同じ斉宣王であった。つまり最初は相手の人主(この場合は宣 この顔斶・王斗の話は、冒頭に挙げた『呂氏春秋』貴直論のテーマとよく似ている。とくに「好直の士は乱国に

王は忿然と色をなし、 にとってよろしかろう。

一王者が貴いか、士が貴いか。

――士が貴く、王者は貴くありません。 と詰問すると、斶は

と答える。宣王は不快感を抑えてそのわけを聞くうちに、

しだいに感心して「顔先生の弟子になりたい」と言

い出した。しかし顔斶はその申し出に対して、

一言を制する者は王なり。忠直の言を尽くす者は斶なり。

と言って、辞して山野に帰った。

わざわざ門まで迎えに趨り出た宣王が、

これと同様な趣向が、それに続く先生王斗との話にも見られる。

先生の直言正諫をお聞かせねがいたい。

と言うと、王斗は答える。

そとで宣王は忿然として色をなし、悦ばなかったが、ややあって王斗の説を徐々に聞くうちに、宣王は自分の(8) 自分は乱世に生まれて乱君に事えている。どうして直言正諫などできましょう。

王斗の推挙した五人を官に任じて斉国は大いに治まった。

責任を認め、

— 109

ない。

丢 ーンになっている。孟子の宣王に対する説法も、 の顔色を変えさせるほどの暴言を吐くが、人主の怒りが納まるにつれて理性的な説得が成功する、 この直言正諫の一例にすぎない。

というパタ

も内容は従諛だからであり、傲慢な言い方をすること自体が媚態の一種だからである。そうだとすると、 難篇で並べたゴマスリの奨めも、直言の内包するそうした従諛の側面を極大化して明示したものと言えるかもしれ だからこうした直言正諫は、実は韓非が心配したような「逆鱗にふれる」おそれはないのである。

を覚えても、 キバを抜かれた直言正諫は、人主にとってなんら恐ろしくない。そこで人主は、たとえ無礼な発言に一時の怒り それを「客」は自分の直言が認められたと錯覚する。実際にはそこに人主と「客」の間の「市」関係が たちまち冷静に「客」の説明を待つ余裕を生じる。人主はかくて自分を主役とする演劇に

成立したにすぎないのに。

なればよいのか。その問題に関しては『荘子』徐無鬼篇は、 る」のは、さらにせせこましいと言う。では、そうやって自分を売るのを潔しとしないならば、山に隠れて隠者と る。それにくらべれば、 『荘子』外物篇には、 釣竿をかついで小川で鮒のたぐいを釣るのはみすぼらしく、 会稽山に腰を下して五十頭の牛を釣針にかけ、 「形、槁骸の如く、心、死灰の如き」南伯子綦の口を 東海の大魚を釣り上げた任公子の 「小説を飾り以て県令に干め があ

斉の民はこぞって三度もそれを慶賀したという。 ·むかし私は山穴に隠居したことがあったが、その折に一度斉の田和が私に会いに来たことがあった。すると

こちらが先にもっていればこそ、あちらもそれを知ったのだし、こちらが売ろうとすればこそ、

あちらも買

通じて次のような批判を加えている。

-- 110 --

ちらもなんで買い得よう。 、に来たのだ。もしこちらに何もなかったら、あちらもなんで知り得よう。こちらに売る気がなかったら、

うもの、やっと無心の境地になれるようになった。 (%) 悲しむ自分を悲しむようになり、さらに、そうしたことを悲しむ自分をも悲しむようになった。それからとい 私は自分を売ろうとして自己を喪失した者のことを、 かつては悲しんだ。ところが、そうした自己喪失者を

尊心に埋没した孟子などにくらべて、これはよほど醒めた現実認識と言うべきであろう。 臣、主客の「市」関係を、それから完全には離脱できない未練をも含めて批判的に超越しようとする洞察がある。 Ŕ 分析智自体にも『荘子』流の否定を重ねて行くのである。ここには、さきにも述べたように、現実を 規制 する 君 においてはたしてどれほど存在したか。 ところが南伯子綦は、 そうして売り込むことを止めて隠者となっ た者に 直言をもって人主に求める行動が、「市」関係にもとづいて自分を売り込む行為であることを自覚した者が、 依然として名声を売らんとする心があった、それで権力者田和が会いに来たのだと分析し、さらに、そうした 自

三 正常と異常

a 〈異常〉の説得性

が数多く伝えられているのは、 を彼らがあるいは口頭であるいは文字にして宣伝したからに相違ない。『孟子』もそうした記録の一つと見なされ 人主がはじめ「客」の直言に不快感を覚えながらも、 「客」である游説者自身がそのような体験をしばしば味わったと同時に、 しだいにその論説に耳を傾けて行くというパターンの説話 その体験

(小倉) 説に怒りを冷ましつつ耳を傾ける自己の演技に、 <u>b</u> る。 立場にあったからであり、買う以上は凡庸よりは珍奇を求めたからである。 が、実は、 人主が「客」の直言に対して寛容であったのは、 自ら陶酔していたからである。 言説を買う(権力そのものへの批判を含 そしてさらに、 游説者の珍奇な論 ま

Ŋ

限

る優倡侏儒と同類であったと言うこともできよう。 そうして見ると、 人主は「客」とともに自らの怒りをすら楽しむことができたのである。 自らは「士道」をもって仕えると自任している士の言動も、 いやむしろ、 「客」の演技が優倡侏儒なみに<異常>であった 裏を返せば人主の側近で玩弄され

儒は先天的な身体不具者である。 ればこそ、 <異常>である。 厳密に言えば、 優倡と侏儒とではその<異常>の質は異なっている。優倡は意図的に道化を演ずる者であり、 △異常〉であるが故に、 しかし精神的・身体的に<正常>を自任している者にとっては、 ◇正常>者には許されぬ言動が彼らには許されるばかりでなく、 彼らはひとしく

<異常>な言動が<正常>者には予測もつかぬ効果を生み出すことさえある。

不具だったために政府の兵役や労役から免れて身を全うしたが、 身体畸形・不具者を次々と主役に登場させたのが た徳を<正常>としている人々に対して、 い天年を終えることができたのだから、 を説くためには、 △異常>であればこそ効果をもつ、というこの構造を冷静に認識し、足切りの刑に遭った兀者 人間世篇には、 頤が臍にかくれ、肩は頭より高く、両脚が脇の所にある支離疏なる名の佝僂者が登場する。 話者自体を<異常>化することの効果性を『荘子』諸篇の作者は十分に認識していたのである。 「其の徳を支離にする者」においてをや、というわけである。 ここでは五体が「支離」な〈異常〉者も人間であること、 『荘子』諸篇であった。 彼のようにその身体が「支離」な者ですら身を養 世間の<正常>な良識に反する「大道」 (刖者) いなむしろ 規格に合っ や極端な

「支離」な<異常>者の方が生き方として完全なことが説かれるのである。

その

侏

境を次々と吐露して行く。兀者であるにもかかわらず、魯において孔子以上に人気を博していた王駘。 徳充符篇となると、いっそう頻繁に不具者・畸形者が登場し、<正常>にとらわれた人間には見られぬ快濶な心 鄭の子産がその身体の不具を気にしていることをたしなめた申屠嘉。 これも同じく兀者で、足をひきずって孔 同じく兀者

させたとする。こうした<異常>者が時にその醜さ・不具を人々に忘れさせる場合のあることを『荘子』は指摘し 公に跛足・佝僂・兎口であることを忘れさせ、甕套大癭なる不具者も、脛に大きなこぶのあることを斉桓公に忘れ 子の口を通じて彼は「才全くして徳形れざる者」と評されている。閩跂支離無脤なる不具者は、 衛の哀駘它という人物は容貌甚だ醜かったが、男子はその傍から離れたがらず、女子は彼の妻になりたがった。 天的な不具者だけでなく、先天的な美・醜に対する<正常>者の判断についても、『荘子』は鋤き返しをかける。 子の門を訪れてたしなめられたのに対し、逆に孔子のこだわりを指摘した叔山無趾 身体を不具にされた被刑者がいかに<正常>社会から隔離・差別されていたかは、 ◇正常>者の◇正常>意識が限局された判断にすぎないことを示唆するのである。 その<異常>者を『荘子』は敢て主役に登場させ、<正常>者の<正常>さに揺さぶりをかけるのである。 今ここで指摘するまでもな 彼の説を聞 孔

大宗師篇には、死生存亡を一体視して莫逆の友となった子祀・子興・子犁・子來の四人の話がある。 彼らのうちの子輿が急に佝僂病にかかった。子祀が見舞に行くと、 子輿が言う。

----偉なるかな、夫の造物者。将に予を以て此の拘拘を為さんとす。

彼は心すこしも乱れることなく、 井戸の傍までよろめき歩いて、 自分の姿を水に映

おう。 私の左臂が雞になるなら、 私の尻が車輪になり、 心が馬となるなら、ひとつそれを乗りまわしてやろう。 ひとつ暁を告げてやろう。 私の右臂が弾になるなら、ひとつそれで炙鳥でも食

く

心中ただ蝉の羽あるのみ。

と平然と語る。すると今度は子來が病気になった。息も絶え絶えの子來を囲んで妻子が泣いているところへ、

子犁が見舞に来る。子犁は妻子を遠ざけ、子來と二人で造化の偉大さを讃える。

こうまで<異常>な不具者が続出するといささか食傷気味になるが、同じ佝僂でも、 達生篇に見える孔子が楚の

林中で見かけた蝉取りの名人の話は爽やかである。孔子の間に対して名人は言う。

-五、六月の頃からトリモチを使う練習を始める。 蝉を取ろうとする時は、 体は切株の如く、 腕は枯枝の

如

賤視し「君子は器ならず」と誇る△正常>志願者には見られない心境を示すものであろう。 こうした一技一芸に秀でた人物に対して、『荘子』が実に心をこめた理解の眼差を向けているのも、「多芸」を いま試みにそれら技芸

者を列挙すれば、 文恵君のために牛を解体して、刃とぼれ一つさせなかった庖丁(養生主篇)。(32)

斉の曲轅で、 百囲もある周の櫟社の樹を無用として顧みなかった匠石(人間

同じ匠石は、 鼻の頭に蝿の羽ほどの厚さに塗った漆喰を、 斤をふるって見事にそぎ落とし、 鼻にかすり傷一つ

負わせなかった (徐無鬼篇)。

斉桓公に対して、車輪作りのコツは自分の子孫にも伝えられないと語った輪人の輪扁 (天道篇)。

呂梁の塘下で游泳し、 溺死しはしないかと孔子に心配させた一丈夫 (達生篇)。

木を削って鐘鑢をつくり、 壇を郭門の外に設け、三ヵ月のうちに上下二壇の編鐘を架け並べ た北宮奢 (山木

宋の元君から絵を描くことを命ぜられた絵師たちが昻奮する中で、一人だけ悠々と宿舎にもどり半身裸になっ

ない。

て一息入れた一人の史(田子方篇)。

釣ろうともしないのに、しょっちゅう魚を釣上げている、文王が臧で出会った一丈人(同上)。

入していることを『荘子』は見落していない。<正常>にこだわっている者には見えないものが、技芸でメシを食 <正常>な君子からは商人に次いで末業に近いとされている工人が、実はその技術の錬磨を通じて「大道」に悟 八十歳になっても寸分も手許を狂わせずに帯鉤を捶っている大司馬所属の老人(知北遊篇)。

君子だとか小人だとか区別する。生を残い性を損う点では、 仁義に殉ずる者を世間は君子と称し、貨財に殉ずる者を世間は小人と称する。「殉ずる」点では一つなのに 一伯夷も盗跖も変りはないのだ。(40)

う彼らにかえって見えている、というパラドクスが、ここには見事にとらえられている。それを駢拇篇では

込んでいる。実はそれは罪人が「交臂歴指」され、虎豹が嚢や檻に閉じ込められているのと同様な<異常>な状態 いうのである。 と表現している。<正常>の仁義に殉ずる君子は、その正反対の貨財に殉ずる盗跖と「残生損性」の点で同じだと しかるに世の<正常>者は、身を衣冠で装うことに縛られている状態を、あくまで<正常>と信じ

なのに(天地篇)、人々はそれを<正常>ととりちがえる倒錯に陥っている。

語らせたりはしているものの――、かえって<正常>者の<正常>意識を硬化させる働きしかしなかったかもしれ いうこともある。職人的名人芸の話は別として、兀者や不具者を続々登場させた手法は ような『荘子』の論法が、どこまで<正常>者に理解されたかは今問うところではない。 <正常>者が彼らの自負とは裏腹に、<異常>者と同次元の存在であることを指摘するために用いられた以上の ――たまに孔子に「道」を ただ度が過ぎれば反動と

b 笑いについて

とされることをなにほども気にしなかった。従って他人の〈異常〉を笑うことも、他人に〈異常〉を笑われること △正常>と意識するものが実は△異常>の現われであるとする『荘子』においては、従って世の中から△異常>

も、べつにこだわることではなかった。

ては、 りに強度な場合にも、 人の可笑しさが、あまりに自分と無関係である場合にはシラけて笑えないし、また自己の<正常>防衛意識があま 笑うことは相手への侮蔑を意味し、笑われることは恥辱を意味する。人は笑われることを恐れ、自らも笑う 笑いは、 他者の<異常>の中に自己の<正常>と通底するものを発見し知覚するところに起る。従って他 他者の〈異常〉を自己と無関係として切り離すために心からは笑えない。そういう人にとっ

公叔文子について孔子が「信なるか、夫子は言はず、笑はず、 儒家系の文献においては、笑うこと笑われることは極めて重苦しい意味を与えられている。 ―以て告げし者の過ちなり。夫子は時にして然る後言ふ、人その言を厭はず。時にして然る後笑ふ、人その笑 取らざるか」とたずねたのに対し、公明賈は 『論語』憲問篇に、

用ひん」と言ったという陽貨篇の話には、子遊への諧謔があるが、子遊から反論されると「前言 は戯れ しの と答えたので孔子が納得したという話があり、 子游が宰となっている武城へ行った際に、孔子は絃歌の声を聞いて莞瀚として笑い、「雞を割くに焉ぞ牛刀を 笑いについて辯解を附け加える必要があった。孔子に侍坐した子路・曽晳・冉有・公西華がそれぞれ志を述べ を厭はず。義にして然る後取る、人その取るを厭はず。 「時」ならずして笑うことが美徳とされていなかった こと が み わ

の言、 たとき、子路が率爾として答えた内容を孔子は哂ったが、その理由はあとで曽晳に解説したところによると、「そ 譲らざる」ためだという。とするとこの先進篇の晒いにも、たんなる微笑にとどまらぬ冷たさが含まれてい

る

れて昔通りの力技を挑んだ軽薄さが、<正常>を自任する「土」の嘲笑の的となったわけである。嘲笑された馮婦 やんやと喝采したが、「士」たる者はこれを笑ったというのである。「士」身分に成り上った者が、そのことを忘 狩りで一匹の虎が取押えきれないのを見て、「おれの出番だ」とばかりに臂をかかげて車を下りた。そこで観衆は 任する士の侮蔑が露呈された例である。晋の馮婦は虎を搏する力技で「士」の列に加えられたのだが、ある日、虎 の側の反応を孟子が全く無視しているのは、こういう笑いをむしろ<正常>とする側に孟子自身が属していたから 『孟子』尽心下に伝えられる馮婦なる勇力の武士が笑われた話も、馮婦の<異常>な行為に対して<正常>を自

笑ったということが一国の恥辱とされたわけである。偪陽攻撃にこだわる士匄に対して荀罃が、 報復を暫い(宣17)、三年後に塞の戦で斉軍を撃破した事件がある(成2)。他国の卿の八異常>を、とりわけ女子が、 の使節として斉に赴いた郤克が、跛行して階段をのぼる姿を帷のかげから婦人に笑われたことを恥として、斉への こうした笑いに対しては、それを恥辱として報復を志す行動が対置されるのも当然であろう。『左伝』には晋侯

――城小にして固し。之に勝つも武ならず、勝たざれば笑はる。

と説いたり(裏1)、同じく荀罃が鄭軍を攻撃しようとする欒黶を抑えて、 戦ひて克たざれば、諸侯の笑とならん。

と言っているのも(同上)、笑われることを最大の恥辱とする<正常>意識の強さを示す話である。『公羊伝』に(髪)

天下から戮笑される」と迫ったように、「戮笑」という表現さえ用いられている(荘3)。 は 魯の公子季友が兄の叔牙に毒薬を飲むことを勧めた際に、 「これを飲めば天下から戮笑されず、

飲まなければ

とは、 このように儒家系文献に稀に現われる笑いは、〈異常〉に対する蔑視の表現であったから、 その最も忌むべき<異常>者の扱いを受けたこと、「戮せられる」にも等しい扱いを受けたことを意味し 相手から笑われるこ

死」と言って首足をバラバラにして殺させたという愚かしい話さえ登場する(定10)。「笑君者」とは、まさか このような

<正常>的謹厳主義が極端にまで行けば、 『穀梁伝』には頰谷の会で、魯定公の幕下に斉侯が繰り出した優施の舞を見て、孔子が「笑君者罪、 人主を笑わせることすら許すべからざる所行ということ ح

たことを示す。<正常>志向の当節の儒家ないし法家は、笑いをかくも嫌忌し恐怖していたのである。

であろう。君を笑わせる者が死刑とは、君たる者は〈「時」ならざる時以外は〉笑うべからざる者、と観念されてい の場で君を笑いものにする舞が行なわれたはずはないから、「君を笑ふ者」ではなく「君を笑はす者」と解すべき

公義が政治の要諦であると魯君に説いた将閻遊に向かって、 それに引き換え、 『荘子』諸篇にはなんと屈托のない笑い声が鳴り響いていることか。 「局局然」と笑って言う。 天地篇で季徹は、

で、とても役には立つまい。 あなたの言い分は、 帝王の徳の説明としては、まるで螳蜋が臂を振り挙げて車轍に立ち向かうようなもの

篇)、師の老龍吉の死を告げに来た妸苛甘に対して、それまで戸を閉ざして几に倚っていた神農が杖を擁して起ち、 を請うた。その他、 カランと杖を投げ捨てて笑ったという笑い(知北遊篇)なども、<正常>者から無礼と嫌われることなど心にもか 「局局」とは「大笑之貌」という(『釈文』)。この無作法な言に、 公孫龍の質問に対して机に倚って大息し、天を仰いで笑ったという魏の公子牟の笑いや 謹直な将閭葂はびっくり仰天し て季徹 17 (秋水 教 え

けぬ、こだわりのない笑いである。

った」魏武侯にも感染している(徐無鬼篇)。武侯が歯を見せて笑うことは、 しかもこういう笑いは隠者だけの占有ではなくて、たとえば犬や馬の鑑定法を徐無鬼から聞いて「大いに悦び笑 来る日も来る日も退屈な進言ばかりで武侯には笑いようもなかったのかもしれぬが、反面、 側近に侍る女商すら見たことがなかっ 人主の体面を保と

うとして身構えるものがあったはずである。その武侯が破顔一笑したのだから、宮廷の一大事件であったに相違な

戒心を解かせて、思わず禁断の笑いを誘い出したのである。徐無鬼はこれを女商に「久しく真人の言を聞かなか 楊・皇芩のような俗曲なら声を合わせて笑う(天地篇)と言われたのと同様に、卑近な犬相・馬相の話が武侯の警 「大声は里耳に入らず、折楊・皇奪には嗑然として笑う」、あまり立派すぎる音楽は俗耳に 入り にく い

たので嬉しかったのだ」と説明しているが、内実はそれほどことごとしいことではあるまい。

<正常>たろうとする意識から解放された場所で、人ははじめて『荘子』

常>なはずの自己の中にも、笑う相手の<異常>が共在することを認めることによって笑いが可能となる。 た笑いの場所でなければ『荘子』の説くような逆説は相手に通用しないことが計算されていたのである。

流の笑いに浸ることができる。

四「諫」の展開

a 春秋時代の「諫」

こと (第三章)、などになろう。 これらはいずれも戦国期から秦・漢初期に至る直言正諫をめぐっての問題である。 にとらわれた者にはその枠から脱け出すことがむずかしく、この点でも『荘子』諸篇は闊達な境地を見出している うやくそのことを指摘していること(第二章)、説得のためには<異常>の演技が効果的であるのに、<正常>意識 り買いの関係があればこそだが、人主も士もなかなかその現実を認めたがらず、『韓非子』や『荘子』の諸篇がよ ることを極度に警戒する韓非のような立場のあること(第一章)、直言が登場するのは人主と士との間に「市」=売 は正諫はどのような形で存在し、どのような意味づけを与えられていたか。本章ではその問題を対比的に検討して それでは、この時期に先立つ春秋時代において、またこの時期に続く漢帝国の安定期以降において、直言あるい これまで述べて来たことをごく大まかに要約すれば、直言を大いに勧奨する為政者の立場と、その反対に直言す

のこととして、 『公羊伝』『穀梁伝』『左伝』や『国語』には、 時には大夫の場合もある。そして多くの場合を通じて次のような共通の要素が指摘できる。 「諫」めるのは主として諸国の卿・大夫クラスの人物であり、 かなりの数の「諫」の例が見られるが、その文献の性格上当然 「諫」められるのは周王や諸国の君

演技的要素は欠如している。 彼らの「諫」の内容は古人の言(諺)などを引くきわめて<正常>の論で、戦国游説の士が駆使したような(4) それ故に鬻拳は責任を取って自刖したのである。

- ただしこれらの「諫」はほとんどの場合、相手に聴き入れられていない。(3)
- そして「諫」を聴き入れなかった国君たちは、必ず悪しき結果に陥ってい
- 「諫」めても聴き入れられなかった大夫たちは、時には国を立ち去ることもある。
- とうした大夫の「諫」を、『左伝』の「君子」や『公羊伝』ははっきりと賞讃する場合もある。
- いくつかの例を挙げながら、その中にこれらの要素がどのように含まれているかを指摘してみよう。 衛荘公が嬖人の生んだ公子州吁を寵愛しすぎるのに対し、石碏は ②「六順」「六逆」の義を説いて禍を避けよ

と諫めたが、⑧聴き入れられない(『左伝』隠3)。石碏は陳に赴いた州吁を我が子石厚とともに殺させたが、

- 魯桓公が宋から取った郜の大鼎を大廟に納れたのに対し、 ⑥君子はこの石碏の処置を「大義、親を滅した」純臣の行為として評価する(同、隠4)。 - 臧哀伯は、〇「君たる者が賂器を宗廟に置いては百
- めるのに徳を以てした臧氏は、将来魯で栄えるだろう」と評した(『左伝』桓2)。 官への模範にならない」と諫めたが、⑧聴き入れられなかった。⑤周の内史はこれを聞いて、 「君の過ちを諫
- 鬻拳はかつて楚文王を「強諫」し、®文王が従わぬと武器を執って脅かして従わせた。 って君を脅かした罪は大きい」と言って、自らに刖刑を施し、大闘 (門衛)となって子孫もその職を継いだ。 のちに彼は「武器をも

©君子は自らを刑してまで君を善へ導こうとした鬻拳の行為を、「君を愛するもの」と評する(『左伝』 荘1))。

あろう。 「強諫」とは<正常>の論だけでなく、武器を執って脅かすような<異常>の行動を伴って強引に説得する場合で 僖2)、大夫の諫にはこういうやり方もあったわけである。ただしこういう「強諫」はやはり<異常>であり、 後掲の宮之奇の例では、 荀息は彼を「懦なれば彊諫する能はざらん」と評しているから

- 曹を侵そうとする戎を曹僖公が自ら反撃しようとしたのを、大夫曹羈は(3)「戎は多勢で無義だから戦うな」と 諫めたが、®曹伯は聴き入れない。®曹羈は三度諫めをくりかえしたが従われなかったので、 陳に出奔した。
- 囮君子はこの行為を「君臣の義を得たもの」としている(『公羊伝』荘24)。
- 晋が虢を伐つ師の通過を虞公に要求し、虞公がこれを認めようとしたのを、宮之奇は ②「唇亡ぶれば歯寒し」 羊伝』『穀梁伝』僖2、『左伝』僖5)。◎宮之奇は諫が聴き入れられないので、いちはやく妻子とともに曹に の諺を引いて諫めたが、 B 虞公は従わなかった。 果せるかな、 ◎號を滅ぼした晋師は帰路、 虞を滅ぼす (『公
- 周襄王が狄人をひきいて鄭を伐とうとしたのに対し、富辰は 出奔した (『穀梁伝』僖2)。 わっている」と諫めたが、 B王は聴き入れずに鄭を伐った。 さらに狄の女を后に迎えようとしたので、 ④「鄭には四徳がそなわり、 狄には四奸がそな 富辰が
- ④「女徳は極なく、 り 襄王は鄭に出奔した(『左伝』僖21)。 婦怨は終なし」と諫めたが、B王はこれも聴き入れず狄后を立て、©やがて内乱がおこ
- 楚の令尹子玉は、 (『左伝』僖28)。 ④物惜しみをせぬよう、 彼の瓊弁・玉纓を捧げよと河神が語った夢を見たのに、 栄黄に諫めさせたが、®子玉は聴き入れない。◎それが城濮の 敗戦に つな 従わなかった。 その子の大心と子西 がる
- 秦穆公が鄭を伐とうとした。 が、®穆公は怒って聴き入れず、©結局、殽で晋軍に大敗を喫した(『公羊伝』『穀梁伝』僖3)。 |百里奚と蹇叔は、④「千里にして人を襲ふ、未だ亡びざるものあらず」と諫めた
- と予想し、崔杼は 斉荘公が欒氏の内乱に乗じて晋を伐とうとした。晏嬰は「これが成功したら、かえって君の身に憂がおこる」 四「小国(斉)が大国(晋)の混乱に乗じて攻撃などすれば、必ず咎を受けるであろう」

と諫めたが、 其の君を弑す」(同、 襄 25) の遠因

呉王夫差が隣国の越を無視して、北方の斉へ遠征するのを、 となる。 かえって自殺を命じられた(『左伝』哀11)。 ②やがて呉は越の攻撃を受けて滅亡する 伍子胥は ④「心腹の疾を忘れたもの」 と諫めた

 ځ 国君に拒否される事例が多いことも、またやむを得なかった。そして「諫」を聴き入れなかった国君が好ましから は伝統的に認められた権利であり、また要請された義務であったと思われる。ただしそれ故に、それらの「諫」が ぬ結末に陥った事例が多く記されているのも、 これらの例で明らかなように、 春秋時代の都市国家諸国では、 鑑戒を目的とするこれらの書物の性格から言って当然のことであろ 国君の非行に対する大夫の「諫」は、 ある意味で

王がかつての「貴戚之卿」なみの尊敬を払うことを期待したのかもしれない。 などに見られる限りでは、これは「貴戚之卿」の行動準則である。孟子としては「客」である自分に対して、斉宣 て諫めても聴き入れられぬときはその国を去る」のを「異姓之卿」の去就態度と言っていたが れなければ去る」のが、 春秋時代の「諫」は、 むしろ様式美にかなうこととして称讃された。孟子は「君に過ちあるときは諫め、 都市国家の支配貴族層内部の伝統的様式の一つであった。それ故に、「三たび諫めて従わ (万章下)、『左伝』 反覆し

h 戦国 関めの v トリ ״

ところが戦国期の国家においては、こうした様式化した「諫」は保障されなくなった。もちろん春秋時代におい

る 3 3

ても、 る(『左伝』 生んだとされている。 にまでひろがり、また諫めることは認めても、 楚の莫敖屈瑕が軍中に令して、 桓 13)。 ただしそれは軍中のことであったし、禁令を出した屈瑕はやがて荒谷で縊死するような結末を ところがやがて、 「諫むる者は刑あらん」と布告し、 諫める者は死刑にするという禁令は、 その内容がよくない場合には誅戮を受けるのが当然 だとされて 来 「諫」を前もって禁止したような例 戦時のみならず国君の左右から国中 はあ

れる直言に対しては、 えられたのも、そうした現実の反映であろう。 韓非が心配したような人主の「逆鱗にふれる」場合が時にはあったにしても、<異常>な演技性を伴って売り込ま かわらず、ふしぎなことに人主に対して直言を敢てする者が跡を絶たなかった。それは第二章で述べたように、 死して赦さず」というきびしい禁令を犯して敢て諫めた者が、かえって説得に成功したという説話が数多く伝 一諫」の権利がもはや保障されず、 人主はかえってそれを楽しむ余裕をもっていたからである。 諫めることの可否が人主側のイニシアティヴで判定される状況となったにも 「敢て諫むること有る者

えており、 彼らに対する「正諫」の提出のしかたや、それに対する彼らの対応ぶりは、 いて触れておきたい。 春秋時代の人物が多く、戦国以降の人主としては孟嘗君と秦王政および飛び離れて景帝時代の呉王潟しかな た原因は、 すでに述べた例でそのことの説明は十分かもしれぬが、 『左伝』などに見られるような<正常>な「諫」のあり方とは全く異質である。 次の三つが効果性を発揮したためと見なされる。 そこで話題にのぼされている人主は、斉桓公・斉景公・楚荘王・晋平公・呉王・趙簡子など ここでは 劉向の 『説苑』正諫篇に集められた諸説話に 多く戦国期特有の演技的諧謔性をそな 彼らの 「正諫」 が成功

○田手の<正常>な思考の枠を破る巧妙な類比の提示による諷喩

三

孟嘗君は秦に赴こうとして、「このことを諫める者は死刑にする」と布告した。一人の「客」が、土耦人と木 梗人の間に交わされた「大雨にあった場合にどうなるか」という対話を話題にすると、孟嘗君はその意味に気

づいて秦に行くのを取り止めた。 (st)

楚を伐とうとした呉王は、左右の者に「諫めれば死刑だ」と布告した。ところが舎人の少孺子は三日間、 朝露で濡らして出仕し、王がそのわけを聞くと、 た。それを聞いて呉王はさっそく出兵を止めた。 螳螂は後から黄雀に狙われているのに気づかず、 黄雀は私の弾に狙われているのも気づかない」という話をし 「園中の樹の蝉が螳螂に狙われているのも気づかずに鳴き、 衣を

口相手の立場を

人異常

とにふくらませて

意表を衝く機智。

斉景公は海上に遊楽すること六ヵ月に及び、 なれる」と首をさしのべたので、かえって景公によろこばれた。 (55) 觸は景公を諫めて斬られそうになったが、「これで桀に殺された関龍逢、 「帰れと諫める者は殺す」と左右に布告した。にもかかわらず顔 紂に殺された比干に次いで三人目に

斉景公は其の圉人が馬を殺したので、自ら戈をとってこれを撃殺しようとした。すると晏子はこの男の罪を数

え立てて

一、汝はわが君のために馬を養う役目なのにそれを殺した。その罪は死刑だ。

汝はわが君をして馬のために圉人を殺させた。この罪も死刑だ。

と責めたので、景公は晏子に「この男の罪を許してやれ。私の仁の評判が傷つく」と言った。(65)

汝はわが君をして、馬のために人を殺した話を四隣の諸侯にひろめさせた。

この罪も死刑だ。

斉景公は養鳥係の燭雛が鳥を逃がしたのを怒って、これを殺そうとした。晏子は前項と同じく三ヵ条にわたっ

て燭雛の罪を数え立てたので、景公は「殺すのを止めよ」と言って謝まった。(&)

会談かけ・謎解きに託して主張を述べる遊び。

晋平公は鐘磬等瑟の楽を好み、 まり謎かけ遊びをしようと提案して、左臂を伸ばし五本の指を折る。平公は隠官に解かせるがわからない。 賦斂を厚くして城郭を治め、「諫める者は死刑」と布告した。咎犯は「隠」、 そ

つ

こで
谷犯は
一本ずつ指を
開いて
謎を解く。

游歴の地は樹木を切り尽くして城闕ばかりが高大である。

柱や梁には繡が貼られても士民は褐すら着ることができない。

Ξ 侏儒には酒が余っているのに死士は喉が渇いている。

四 Ŧ. 近臣は諫めず遠臣の声は届かない。 民は饑えているのに馬にはたっぷり食糧がある。

てれを聞いて平公はさっそく楽器を

退け、 咎犯に政治を委ねた。

よってもしばしば利用されている。⊖の巧みな類比の例は、孟子をはじめとして戦国期の游説の「客」によって至 る所で用いられているから、今あらためてとりあげるまでもない。⇔の相手の主張を△異常>に極大化して意表を ての『説苑』正諫篇に見られる三つの説得の技法は、 ここに仮託された人々に限らず、 他の書に登場する人物に

衝く例は、 たとえば 『国語』 晋語八の、

これを殺そうとしたので、

叔向はこう言った。

晋平公が鴳を射たが射殺すことができず、豎襄に取りにやらせたところ、見失ってしまった。平公は怒って

ぜひ殺しなさい。むかし先君唐叔は一発で兕を倒して鎧を作られ、晋に封ぜられました。 わが君が射殺せ

なかった鴳を豎襄が見失ったのは、わが君の恥をひろめるもの。すぐに殺して噂がひろがらぬようになさ

Ş

平公は忸怩として豎襄を許すよう命じた。

という話などは、 正諫篇の晏子の論法と同工異曲である。 『史記』滑稽列伝に見える秦の倡侏儒の優旃の話もこの

秦の始皇が、 東は函谷関から西は雍・陳倉に及ぶまで苑囿をひろげようとした。優旃が言う。

その中に禽獣を多数放し飼いにして、敵が東から攻めて来れば、麋鹿に彼らの足

を触らせてやりましょう。

―けっこうでございます。

それを聞いて始皇はこの計画を止めた。

一世皇帝が居城を漆で塗ろうとした。優旃が言う。

ただ乾燥させる室をどうしますか……。

――けっこうでございます。漆の城ができれば、つるつるして敵も上れぬでしょう。漆を塗るのは 容易で す

が、

二世は笑ってこの計画を止めた。

の話が有名である。

靖郭君は薛に城を築こうとして、これを諫める「客」を遠ざけた。 ある「客」が、

と言う。そこで靖郭君が会ってみると、 三語だけ言わせてほしい。それ以上言ったら煮殺していただきたい。

- 127 -

——海大魚。

くのを止めた。 (58) とだけ言って走り去った。 靖郭君はけっきょくこの謎かけに釣られて「客」の諫めを聴く羽目になり、 薛に築

たないとする空気があった。『国語』晋語五に、 こうした謎解き遊びは春秋時代の宮廷でも行なわれたことがあったようだが、そういう遊びに熱中することははし、

息子の士燮(范文子)の退朝がおそかったので、父の士會(范武子)が理由をたずねると、士燮が答えた。

―秦から来た「客」が朝廷で「廋辞」(謎かけ)をして、大夫たちが解けないものですから、私が三つ解き

ました。

すると父親は褒めるどころか怒って、

大夫が解けなかったのではない。父兄に譲ったのだ。お前は子供のくせに三度も大人の顔をつぶした。わ

しの晋国での地位も先が見えて来た。

と杖で打ちすえ、冠と簪を折ってしまった。

ものであろう。そのような<正常>への顧慮は靖郭君などにはもはや存在しない。「諫める客を通すな」という自 分の指令に自ら反して、「客」の<異常>な謎に飛び込んでしまっている。

とあるのは、謎を解く知的興味よりも年齢秩序を重んじる倫理的判断が<正常>とされていた時代の空気を伝える

こうして<正常>の基準をかなぐり捨てた戦国期の王廷においては、説得のレトリックのみが決め手となったの

--- 128 ---

れと無関係ではない。

『左伝』襄公十四年の師曠が晋侯に語った言の中に、

c 「諫」の制度化

に、大臣父兄が進言して、用いられなければ去ること。「争」とは、君に進言して、用いられぬ時は死ぬこと。 言正諫を認める傾向がつよくなって来る。その例として『荀子』臣道篇に見られる「諫争輔拂之臣」を社稷の臣: 国家の宝とするような位置づけ方が挙げられよう。「諫」とは、君に過ちがあって国家に危険のおそれがある場合 こうした説得のレトリックの乱舞は、 群臣百吏をひきいて君に迫り、君にむりにも理解させて国の大害を除き、 君命に抗し君権を竊んでも、 国の危・君の辱を救って国の大利を成しとげること。こういう分類のもとに、 中国の政治的統一の進行とともにしだいに影をひそめ、 君と国とを安泰にすること。「拂 一定の枠の中で直 「輔」

怒らせる」のは「下忠」とされ、徳によって君を化する「大忠」、徳によって君を輔する「次忠」のさらに下位に位 ただし「是を是と謂ひ、非と非と謂ふを直と曰ふ」(修身篇)とされながらも、臣道篇では「是を以て非を諫めて

伊尹・箕子は「諫」、比干・子胥は「争」、趙平原君は「輔」、魏信陵君は「拂」としてそれぞれ評価が与えられる。

耳に逆らへども行に利あり」といった箴言が、孔子の言葉として伝えられるようになるのも(『説苑』正諫篇)、こ れたものと見られる。直言を敢てする士と、直言にでも敢て耳を傾けようとする人主との、 こでは消えて、気の抜けた直言有効論に堕していることは否めない。(6) 本稿の冒頭で触れた『呂氏春秋』貴直論に述べられたような、 為政者の立場からの直言歓迎論もこの段階で現わ 「良薬は口に苦けれども病に利あり。 演技的な緊張関係がこ 忠言は

史は書を為り、瞽は詩を為り、工は箴諫を誦す。大夫は規誨し、 士は傳言し、 庶人は謗す。 商旅は市

し、百工は藝を献ず。

ę とさまざまな身分の者が、各自に適した形で君主に箴諫を呈するという記述がある。同じ趣旨のことが『国語』で(62) **శ్య**ట 邵公の言(周語上)、范文子の言(晋語六)、左史倚相の言(楚語上)として、内容に出入はあるが述べられてい その中には「師は箴し、瞍は賦し、矇は誦し……」(周語上)というように古来の瞽師の伝承を保存している

五人、大夫には争臣三人、士には争友、父には争子があってはじめてその地位が保たれる、としているのも、 り後代の整理にかかるものと見なさねばならないであろう。『孝経』諫諍章に、天子には争臣七人、諸侯には争臣 と見られる部分もあるが、諸階層の成員にそれぞれ進諫の責務を割り当てたこのパターンは、春秋時代よりもかな 同類

こうした進諫のパターンは漢代に入ってはっきり定式化する。『漢書』賈誼伝の、彼が太子教育の必要を論じた

の発想にもとづくと見ることができる。

上奏の中にも

の句が見える。のみならず、太子が成人してから後も、「記過之史、徹膳之宰、進膳之旌、誹謗之木、敢諫之鼓」 瞽史は詩を誦し、 工は箴諫を誦し、 大夫は謀を進め、 士は民語を傳ふ。

があったというように、人物のみならず進諫を象徴する「旌」「木」「鼓」などの道具までが持ち出されて来る。『淮

南子』主術訓にも、箴諫する公卿・博士以下の人物の他に、

ということがあったとしている。 堯は敢諫之鼓を置き、舜は誹謗之木を立つ。湯に司直之人あり、武王は戒慎之鞀を立つ。

こういう認識のもとでは、

諫説を職務とする官吏を官僚機構内に正式に位置づけるようになるのも自然のなりゆ

に諫大夫(秩比八百石)が設けられた(『漢書』百官公卿表上)。太初元年(前一○四年)になると、中大夫は光禄 きと言えよう。漢の武帝の元狩五年(前一一八年)に至って、郎中令の属官に、 論議を掌る太中大夫、 中大夫の他

大夫と改名され、後漢に入るとさらに諫議大夫と改められている(『続漢書』百官志)。

配列順もまちまちだが、 『公羊伝』荘公二十四年の曹羈の「諫」について加えられた何休の注に、「諫に五あり」として、諷諫、 諫を五つに分類することは『説苑』正諫篇、『孔子家語』辯政篇にも見え、それぞれに呼び名が少し異なり、 |戇諫が分類列挙されるようになるのも、「諫」が すっかり 飼い慣らされてしまったことを示すであろ 内容的には同じものを指すと考えられる。ここでは何休の五諫の分類に従って説明してお

(1) 諷 諫 孔子が「家に甲を蔵せず、 邑に百雉の城なし」と言ったために、季氏が自発的に費の城壁を除いたよう

君子以て君臣之義を得たりと為す」と特記し、何休の「五諫」の注もここに附されている。

曹羈が曹僖公を三度諫めても従われなかったので去ったような場合

(同、荘24)。『公羊伝』 はこれを

(2)順諫

(3) 直諫 昭公はその言に従わなかったために季氏に敗れ、亡命を余儀なくされている。 礼を僭したものであると批判し、一方、季氏は民心を得ていると指摘した子家駒のような場合 魯昭公が両観を設け、 大路に乗り、朱干・玉戚して大夏を舞い、八佾して大武を舞わせたのは、 (同

(4) 争諫 たような場合(同、宣15)。『説苑』の「正諫」、『家語』の「譎諫」に相当するが、『左伝』で言えばさきの 困窮に乗じて宋を攻囲した楚荘王に対して、司馬子反は反対し、荘王がなおも固執すると、 此に処れ。臣請ふ、帰らんのみ」と言ったために、荘王もやむなく軍を撤退せざるを得なくなっ

「強諫」に該当するとも言える。

(5) 戇諫 哭した。穆公が「軍の出発を見送るのになぜ哭するのか」と怒ると、 鄭を襲おうとする秦の穆公を、百里奚・蹇叔が諫めたが聴き入れられず、従軍する二人の子を見送って 「臣は敢て君の師を哭するに非ず、臣

の子を哭するなり」と親馬鹿を装おって答えたような場合(同、僖3)。穆公はそのまま出陣し、晋と姜戎の

軍に殺で大敗を喫する。

とされ、<正常な>商品見本として陳列される対象になり終ったのである。 るだけとなろう。かつては活発な「市」=売り買い関係のもとで取引された直言正諫は、今や<異常>性をそぎ落 ここまで「諫」が分類されてしまえば、あとは臣たる者、時と場合に応じてそのうちからどれを択ぶかが残され

意

- (1) 小倉芳彦『逆流と順流――わたしの中国文化論』研文出版、一九七八年。
- 2 「諷刺と避諱と――「当局の忌諱」と歴史記述」『展望』一九七七年九月号、のち註1著書に収める。
- (3) 同上書三〇二ページ。
- 自至。是賤其所欲而貴其所惡也。所欲奚自來。」(『呂氏春秋』巻23 「賢主所貴奠如士。所以貴士、爲其直言也。言直則枉者見矣。人主之患、欲聞枉而惡直言。 貴直論) 是障其源而欲其水也。
- 5 ている。こうした話術のもつ本質については、その個所で述べる。 ここに見られる能意の話術は、 同じく斉宣王と渡り合った顔斶・王斗の話術 (本文一○八ページ以下参照) と 共通し
- 6 さらに斉策六では、東閭で殺されたのは斉の孫室子(宗室)の陳擧とされている。
- 7 觸子・達子の行動に関しては『呂氏春秋』権勲篇に見える。とのうち觸子は斉策六の向子に該当する。
- 8 つ必然の術であると難じている。 **との説話は『韓非子』難二にも引かれているが、そこではこの行人の説を「誣」として否定し、信賞必刑こそが敵に勝**

- 聞極言。不聞極言、則姦人比周、百邪悉起。若此則無以存矣。」(『呂氏春秋』卷23 「言極則怒、怒則説者危。非賢者孰肯犯危。 而非賢者也將以要利矣。要利之人、犯危何益。 直諫) 故不肖主無賢者、
- 『管子』小稱篇にもほぼ同文の説話がある。
- 『説苑』正諫篇にも同じ説話があるが、傅の名を「保申」に作る。
- 12 慮之、則與愚者論之。使脩士行之、則與汚邪之人疑之。雖欲成功、得乎哉」とあるのも、「賢者」「知者」「脩士」を使う 『荀子』君道篇に、今の人主の六患――愈樾は大患の誤りとする――を挙げて、「使賢者爲之、則與不肖者規之。 「亡国之主、不可以直言。不可以直言、 則過無道聞、而善無自至矣。無自至則壅。」(『呂氏春秋』巻23 使知者
- 14 必要に応じて註記する。 以下の引用は『韓非子』説難篇の文を基本とする。『史記』韓非伝に引用されて説難篇と文字に出入がある場合には、

人主に対しての訓戒である。

15 『史記』韓非伝では1・5・4・6・2・7の順になっていて、3は欠けている。

 $\widehat{16}$

の解釈に従った。

◎を「而當」で切るのは王先慎の説。◎「知者」を陳奇猷は「説者」とすべしとする(『韓非子集釈』)。しかし内容から言 この項は『史記』にはない。原文は「@規異事而當、®知者揣之外而得之、◎事泄於外、必以爲己也、 如此者身危。」

うと、②と®は同じことを言い換えただけだから、®はもと注の文章だったのが本文に混入したとも見られる。訳文はそ

- 17 議大臣、則君疑離閒君臣」と解する。 原文「閒己」。旧注は「閒、 代也」とし、 王先慎は「閒讀爲諫」とするが、陳奇猷『集釈』の説に従って、「説者對君論
- 18 と注している。 原文「賈重」。『史記』はこれを「粥權」とし、『索隠』は、 「謂薦彼細微之人、言堪大用、 則疑其挾詐而賣我之權也」
- 19 「凡説之務、在知飾所説之所矜而滅其所恥。」(『韓非子』説難)
- 20 以上の1~5の五項目は『史記』では欠けている。以下の6・7も『史記』とは文字に出入がある。
- 21 『韓非子』では

と対挙した上で――〇の「譽」は「擧」の方が妥当だが――、 A 聲異人與同行者、 B規異事與同計者。

となっているのに対し、 B規異事與同計。 ◎有與同汚者、則必以大飾其無傷也。◎有與同敗者、則必以明飾其無失也。 『史記』には◎の前半「有與同汚者」の部分がなく、次のような構成になっている。先ず、

すなわち「同様の経過をたどった他事を例にあげる」と総論的に提示し、次いで、❷と◎の後半を組み合わせて、

❷智異人與同行者、◎則必飾之無傷也。

○ □有與同失者、則明飾其無失也。

- 國人非之」という伝えがある。 『韓非子』難二には、「桓公宮中二市、 婦閻二百、被髪而御婦人」、『戦国策』東周策には「齊桓公宮中七市、
- (23)「且臣盡死力以與君市、君垂爵禄以與臣市。君臣之際、非父子之親也、計數之所出也。 則臣上塞主明而下成私。管仲非明此度數於桓公也。」(『韓非子』難一) 君有道、 則臣盡力而姦不生。
- 24 小倉芳彦「国家と民族」『講座 現代中国Ⅱ』大修館書店、一九六九年。のち註1著書に収める。
- 弘文堂、一九六○年、の第一篇に収められた諸論文で、見事に解明されている。なお小倉芳彦 「匹夫の俠」(『呴沫集』 2、一九八〇年)でもこの問題に触れた。 これがいわゆる任俠的気風なるものであり、増渕龍夫『中国古代の社会と国家――秦漢帝国成立過程の社会史的研究』
- 『中国古代政治思想研究──『左伝』研究ノート』青木書店、一九七○年に収める)でも触れた。 論じられている。なおとの質の問題については、小倉芳彦「中国古代の質――その機能の変化を中 心 と し て」(小倉著 増渕龍夫「戦国官僚制の一性格」(註25の同氏著に収める)の第六節に、官僚統御の術としての韓非子の所謂
- <u>27</u> 「夫天下以市道交。君有勢、我則從君、君無勢則去、此固其理也。有何怨乎。」(『史記』巻81 廉頗藺相如列伝
- (28)「今遂至使民延頸擧踵、曰某所有賢者、贏糧而趣之。則内棄其親、而外去其主之事、 足跡接乎諸侯之境、 之外。則是上好知之過也。上誠好知而無道、則天下大亂矣。」(『荘子』外篇 胠篋篇) 車軌結乎千里
- (29)「夫施及三王、而天下大駭矣。下有桀跖、上有曾史、而儒墨畢起。於是乎喜怒相疑、愚知相欺、 而天下衰矣。」(『莊子』 外篇 在宥篇 善否相非、 誕信相譏、
- 30 「遠矣、全德之君子。始吾以聖知之言・仁義之行為至矣。吾聞子方之師、吾形解而不欲動、 口鉗而不欲言。 吾所學者

真土梗耳。 夫魏眞爲我累耳。」(『荘子』 外篇 田子方篇)

- 31 小倉芳彦「刺客列伝考」『伝統と現代』一九七二年三月。註1著書に収める。
- 人排患釋難解紛亂而無取也。即有取者、是商賈之事也、而連不忍爲也。」(『史記』巻8 魯仲連鄒陽列伝) この 「士」の 平原君から千金の謝礼を贈られようとした魯仲連は、次のように言ってそのもとを辞去した。「所貴於天下之士者、
- エリート意識については、かつて「諸子百家論」(『岩波講座─世界歴史』四、一九七〇年)でも述べたことがある。 大室幹雄『正名と狂言――古代中国知識人の言語世界』せりか書房、一九七五年、はこの問題を含めて、より広範で刺
- 誌』六○-八、一九五一年、等。これら諸論文は渡辺氏遺著『古代中国思想の研究──<孔子伝の形成>と儒墨集団の思 渡辺卓「戦国時代における「客」の生態」『日本中国学会報』一、一九五〇年、同「戦国的儒家の遍歴生活」『史学雑

激的な論点を充満させている。

- (35)「……いわば、 この場合の孟子のことばは一つの条件のなかでこそ生命をもつもので、 決して普遍的価値をもつべきも は決して周封建制に於て君主権が宗族により制約されたことや孟子がそう考えたことの 證拠 などになるものではない。」 のでも無く、もたすべきものでも無い。従って「貴戚之卿」について、よし上引のごとき発言があったにせよ、それ自身 想と行動』創文社、一九七三年、の第二部に収められている。
- なっており、好馬・好味・好色・不好士の順になっている。 不好士。」と馬・狗・酒・色・士の順で挙げて行くのに対して、『説苑』尊賢篇では斉宣王への諫言を淳于髠がしたことに 斉策では、「先君好馬、王亦好馬。先君好狗、王亦好狗。先君好酒、王亦好酒。先君好色、王亦好色。先君好士、

(同上書三六七~八ページ)。後半の「周封建制云々」以下は、板野長八氏の孟子論を暗に指すものと思われる。

- (37) 斉物論篇の南郭子綦に該当する人物であろう。
- 不有之、彼惡得而知之。若徒而不賣之、彼惡得而鬻之。嗟乎、我悲人之自喪者。吾又悲夫悲人者。吾又悲夫悲人之悲者。 其後而日遠矣。」(『荘子』雑篇 徐無鬼篇) 「吾嘗居山穴之中矣。當是時也、田禾一覩我、而齊国之衆三賀之。我必先之、彼故知之。我必寶之、 彼故鬻之。
- 40 39 則盗跖亦伯夷已。」(『荘子』外篇 駢拇篇) 「彼其所殉仁義也、則俗謂之君子。其所殉貨財也、 一朝にして十二牛を解した屠牛旦のことは賈誼の上奏に見える(『漢書』賈誼伝)。 則俗謂之小人。其殉一也、則有君子焉、 有小人焉。 若其殘生損性、

- 場を保持することに、『公羊伝』作者が極度に神経を張りつめていたことは確かなようである。本文で述べた「笑われる 義」一般に帰せられるか否かは別として、夷狄に転落することを<異常>として恐れ、それに対して華夏の<正常>な立 義の華夏民族には迫真力があったのであろうか」(二六五ページ)とも述べている。それがはたして華夏民族の「現実主 如何によっては容赦なく夷狄に貶価される。「神の威光や道徳律を力説するよりも、 夷狄に転落する屈辱の方が、 る「天」の災異を説く代りに、『公羊伝』は呪うべき悪魔として夷狄を発見した。たとえ華夏の諸国であっても、 つづけたのは、人格神としての「天」の観念が稀薄だったためではあるまいか、と論じている(六、特異な夷狄論)。聖な 日原利国氏はその著『春秋公羊伝の研究』創文社、一九七六年、で、『公羊伝』が終始頑強に夷狄を憎悪し、
- $\widehat{42}$ 孔子の死後しだいに内心の修養を専らにする「賤儒」に向かった例として、この馮婦の話をとりあげている(八七~八八 顧頡剛氏は「武士與文士之蛻化」(『史林雑識初編』所収)の中で、 春秋時代までは武事に関心をもっていた士風が、

ととへの恐れ」もこれに類するものであろう。

- 43 これに関して『穀梁伝』成公元年の条には次のような異伝がある。 魯の季孫行父は禿、 晋の郤克は眇、衛の孫良父は跛、曹の公子手は僂だったが、同時に斉に使いすると、
- ぞれに禿・跛・眇・僂の御者をつけ、斉侯の母の蕭同叔子が台上からこれを見て笑った。これを聞いて「客」は悦ばず して立去り、斉の心ある人は「斉の患はこれより始まるだろう」と予言した。 斉側ではそれ
- 現行『穀梁伝』は「營郤克眇、衛孫良夫跛」となっているが、沈文阿所引の『穀梁伝』は「魯行父秀、 曹公子首傴、故婦人笑之」となっていると『左伝正義』宣公十七年条にはある。 晉郤克跛、
- (44) もっとも女子が夫に向かって笑わないことは、別な意味で問題にされた。褒姒を笑わすために手を尽くして、 の下で殺された周幽王の話(『史記』周本紀)は別としても、『左伝』にも、美人の妻を娶った醜男の賈大夫が、雉を射て はじめて笑ってもらえた話がある(昭28)。
- (45)『左伝』や『穀梁伝』に見える笑いの場面については、別稿で扱いたい。
- 誅殺された話を踏まえ、改作したものと推測している。『史記』と『穀梁伝』の成立年代の前後問題は別として、孔子世 施処刑の部分は、 渡辺卓「夾谷の会」(『山梨大学学芸学部研究報告』四、一九五三年。のち註3著書に収める)は、『穀梁伝』のこの優 『史記』孔子世家の、夾谷の会に際して登場した優倡侏儒が、「匹夫而熒惑諸侯者、 罪當誅」と孔子に

- 家ではとくに「笑君者」が問題とされていないことを注意しておきたい。
- 「若夫子之言、於帝王之德、猶螳蜋之怒臂以當車軼。則必不勝任矣。」(『荘子』外篇 天地篇)
- 子・智襄子(同、晋語九)等。 の季康子(同、哀7)、陳の轅頗(同、哀11)、魯の季文子(『国語』魯語上)、季武子(同、 申生(同、関2)、楚の令尹子玉(同、僖怨)、晋の樊書(同、成6)、鄭の子産(同、昭6)、晋の魏献子(同、 国君以外が「諫」の対象となった例を列挙すると、楚の莫敖屈瑕(『左伝』桓13)、楚の公子元(同、 魯語下)、晋の魏献子・趙簡 昭28)、魯
- $\stackrel{\frown}{49}$ 小倉芳彦一諺の引用 ――『左伝』と『史記』の場合」『東洋史研究』三七 - 四、一九七九年、を参照されたい
- 拒否されたのを含めると三十数例となる。「諫」めて聴き入れられたのは次の五例しかない。 叔仲恵伯の諌が 魯 文 公 に 伝』定4)、鮑文子の諫が斉景公に(『左伝』定9)。 (『左伝』文7)、士貞子の諌が晋景公に(同、宣12)、魯・衞の諫が晋人に(同、成2)、伍子胥の諫が呉王闔閭に(『穀梁 春秋三伝に現われる「諫」の約五十例中、「諫」めたが「弗聽」とあるのが十九例、 「弗從」「日不可」等、
- だし『韓非子』ではむろんこの師畷の行為およびそれを許容した平公の態度を、君道・臣礼を失したものと論難している。 違」と言った晋平公に向かって、侍坐した師曠が琴を撞き出した話があるが、これも行動を伴った「強諌」に属する。た 杜門不出」という断乎たる態度をとった話がある。とれも一種の強諫であろう。『韓非子』難一篇には、「惟其言而莫之 『左伝』はこれを「諺」として引用するが、(僖5)、『公羊伝』は「記曰」として(僖2)、『穀梁伝』は「語曰」として 『国語』楚語上には、楚霊王を諫めて敬遠された白公子張が、「頼君用之也、故言。不然……」とそのまま「趨而退、
- 不謀而諫、 ィヴで、忠か否か、罰せられるべきか否か、判定されるようになっている。「不謀而諫者、冀芮也。 『国語』晋語三の郭偃の言などは、時代としては春秋時代のことだが、その内容は「諫」がすでに君主側のイニシアテ 不忠。不圖而殺、不祥。不忠、受君之罰。不祥、罹天之禍。受君之罰、死戮。罹天之禍、 不圖而殺者、

引用する(僖2)。小倉註49論文を参照されたい。

- 54 55 同類の説話を『戦国策』斉策三は蘇秦の言とし、『史記』孟嘗君列伝は蘇代の言としている。 本稿第一章で触れたように、 『呂氏春秋』貴直論の狐援は同じ論法で斉湣王に殺されている(九二ページ参照)。
- 関嘉『説苑纂注』は、その頭注に、「此譎諫也。晏子可稱善矣」と記している。譎諫については後述する。

- (56) この説話は『淮南子』人間訓にも見える。(57) この説話は『晏子春秋』外篇 重而異者篇にも見える。
- 盛りこむために、弁証的議論やレトリック的言論が要求されるのである。」(二二一―二二二ページ)ここで「最終的に発 が科学的真理によって支配されない偶然性の領域であるからこそ、個人の、あるいは集団の意志決定に何らかの合理性を 持たないのであるから、どの主張が優れているかを最終的に発言し決定するものは聴衆である(『レトリカ』)。実践の領域 かわせるのである。アリストテレスにとって聴衆はすべて裁判官である。争われている主張のいずれも圧倒的な明証性を 観であるのに対し、 然とする状況にあったと言えよう。 言し決定するものは聴衆である」というのを「人主」に置きかえれば、戦国期の様相はまさにここに言うレトリックを必 ペレルマン(三輪正訳『説得の論理学――新しいレトリック』理想社、一九八〇年。「科学の原理性を与えるものが 反省を通して選択がなされ、決定が下される。弁証的な議論やレトリックが判断を導いて、良識的な態度決定へと向 実践活動に合理性を与えるものは会議や討論である。 実践活動では、様々の可能性、
- 60 と言っても、「偸合苟容、以持祿養交而已耳」の輩はむろん「國賊」とされるのだが。
- (61)『論語』子路篇に見える直躬は、『呂氏春秋』当務篇にも登場するが、ここでは羊を攘んだ父を証した「直」とは縁がな くなって、「信」と「孝」の二徳の背反を論じる説話に転化している。『呂氏春秋』の筆者にとっては、こうした「直」 の問題はもはや関心がなかったということになろうか。宇野茂彦「直躬説話の成立・展開とその背景」(『東方学』六〇、 九八〇年)参照。
- (62)『左伝』はこの下に続けて、「故夏書曰、逾人以木鐸徇於路、官師相規、工執藝事以諫」とあり、杜預はこれを『逸書』 と注しているが、『偽古文尚書』はこの句を胤征篇の中に収めている。
- **瞽史教誨、耆艾修之、而後王斟酌焉。」(『国語』周語上)** 「故天子聽政、使公卿至於列士獻詩、瞽獻曲、 史獻書、 師箴、 瞍賦、 矇誦、 百工諫、 庶人傳語、 近臣盡規、 親戚補察

問謗譽於路。有邪而正之、盡戒之術也。」(同 「在輿有旅賁之規、位宁有官師之典、 「古之王者、政德既成、又聽於民。於是乎使工誦諫於朝、 倚几有誦訓之諫、 晋語六) 居寢有褻御之箴、 在列者獻詩使勿兜。風聽臚言於市、辨祇祥於謠。 臨事有瞽史之遵、宴居有師工之誦。 考百事於朝' 史不失書、

隊不失誦、

以訓御之。」(同楚語上)

— 138 **–**

64 通』諫諍篇には、「臣諫君以義、故折正之也。子諫父以恩、故但揉之也」のように、君への諫と父への諫を別な原理によ 諫」(『礼記』曲礼下)へと変化したことを論じている。これは本節の論旨とも関連をもつ興味深い指摘であるが、『白虎 から「孰諫」(『礼記』内則)へと度合を強化させる反面、君に対する諫め方は「強諫」(『左伝』荘19)から微諫・「不顯 かけて、父権の相対化・稀薄化と君主権の伸長拡大・強化にともなって、父に対する諫め方は「幾諫」(『論語』里仁篇) 森熊男「儒家の諫争論――その変化の背景」(『岡山大学教育学部研究集録』四〇、一九七四年)は、 戦国から秦・漢に

なお『白虎通』諫諍篇では、「五諫」を次のように「五常」に対応させて説いている。 何 子 休 家 語 苑 注 (数字は各書における配列の順序を示す) 5 5 風 諷 諷 諫 諫 諫 3 2 降 降 諫 諫 諫 4 3 直 忠 直 諫 諫 諫 1 1 譎 正 争 諷諫—智 諫 諫 諫 2 4 順諫―仁、 蔥 憇 慸 諫 諫 諫 窺諫 — 礼、

孔 説

指諫—信、

伯諫=義。

63

るものとして両者を並立させる考え方もある。

1

2

3

4

5

--- 139 ---